

滋賀大学における障がいのある学生への支援に関する受入れ姿勢と方針

平成28年3月2日

学 長 裁 定

【受入れ姿勢】

滋賀大学（以下「本学」という。）は、障がいのある学生（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある、本学に入学を希望する者及び在籍する学生（科目等履修生、特別聴講学生、研究生を含む。）が、他の学生と等しく教育を受ける権利が保障されるよう、個々の障害の状態・特性や教育的ニーズに応じて配慮し、修学支援及び環境整備を行う。

【方針】

1. 機会の確保

障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保し、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持する。

2. 情報提供

障がいのある学生への支援を明確に示す。

3. 決定過程

障がいのある学生本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重しつつ、本学の体制面、財政面を勘案し、個別に判断し、学生本人の要望に基づいた調整を行う。

4. 教育方法

大学が提供する情報、必要なコミュニケーション、学習教材（資料を含む。）、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行う。

5. 支援体制

障がいのある学生への支援を全学的に行うため、障がい学生支援室において、各学部、各研究科及び保健管理センターと連携し、具体的方策を検討及び実施する。

6. 施設・整備

安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、施設の整備を計画する際に配慮し、バリアフリー化を進める。

7. 個人情報の保護

支援するうえで知り得た障がいのある学生の個人情報（障害や相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。

ただし、障がいのある学生への連携支援を行うために必要と判断した場合は、支援体制間での個人情報の共有を行うことができることとする。